

伊達市医療施設等物価高騰対策支援金 申請書等作成マニュアル

令和8年4月
伊達市健康福祉部健幸づくり課

1 本マニュアルについて

このマニュアルは、伊達市内に所在する医療施設、薬局、歯科技工所、施術所等を対象として、本支援金の制度や、申請書等の記載方法について説明しています。

本支援金の申請を行う場合は、必ず本マニュアルを確認してください。

2 事業の概要

この支援制度は、物価高騰が長期化する中、光熱水費、食材料費等の高騰に苦慮する医療施設等を支援することにより、医療提供体制の安定的な確保を図ることを目的としています。

3 交付対象

所在地が伊達市内にあり、令和7年4月1日現在及び申請日において事業を実施している医療機関

4 支援内容

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間における施設運営に対し、市内で下記(1)～(8)の施設等を設置、運営する法人又は個人に対し、施設の種別・規模に応じた支援金を交付します。

(1) 病院（許可病床数が 300床以上）

ア 支援金額

基礎支援金 1施設につき 1,000,000円

加算支援金 1床につき 30,000円（光熱水費・食材料費分）

イ 交付要件

(ア) 医療法の規定に基づき開設している病院又は診療所（往診のみを行う診療所を含み、社会福祉施設の医務室を除く。）のうち、保健医療機関の指定を受けていること。

(イ) 同一施設において医科と歯科の両方で保健医療機関の指定を受けている場合にあっては、いずれか一方のみを対象とする。

(2) 病院（許可病床数が 299 床以下）

ア 支援金額

基礎支援金 1施設につき 500,000円

加算支援金 1床につき 30,000円（光熱水費・食材料費分）

イ 交付要件

(ア) 医療法の規定に基づき開設している病院又は診療所（往診のみを行う診療所を含み、社会福祉施設の医務室を除く。）のうち、保健医療機関の指定を受けていること。

(イ) 同一施設において医科と歯科の両方で保健医療機関の指定を受けている場合にあっては、いずれか一方のみを対象とする。

(3) 診療所、歯科診療所

ア 支援金額

1施設につき 200,000円

イ 交付要件

(ア) 医療法の規定に基づき開設している病院又は診療所（往診のみを行う診療所を含み、社会福祉施設の医務室を除く。）のうち、保健医療機関の指定を受けていること。

(イ) 同一施設において医科と歯科の両方で保健医療機関の指定を受けている場合にあっては、いずれか一方のみを対象とする。

(4) 助産所

ア 支援金額

1施設につき 200,000円

イ 交付要件

医療法の規定に基づき開設している助産所（出張専業の場合を含む。）のうち、出産育児一時金等の受取代理制度を導入している施設又は市町村から委託を受けて母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく産後ケア事業、産婦健診、妊婦健診等を実施している施設。

(5) 薬局

ア 支援金額

1施設につき 100,000円

イ 交付要件

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき開設している薬局のうち、保険薬局の指定を受けた施設。

(6) 歯科技工所

ア 支援金額

1施設につき 100,000円

イ 交付要件

歯科技工士法の規定に基づき開設している歯科技工所。

(7) 施術所（あん摩・はり・灸・柔道整復）

ア 支援金額

1施設につき 50,000円

イ 交付要件

- (ア) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下「あはき法」という。）又は柔道整復師法の規定に基づき開設している施術所（出張専業を含む。）のうち、東北厚生局施設基準の届出等を受理している施設又は福島労働局が労災保険指定医療機関として指定している施設。
- (イ) 同一施設で、あはき法と柔道整復師法の両方を開設している場合は、いずれか一方のみを対象とする。

5 支援金の申請者

支援金の申請は交付対象の施設等単位（薬局については開設者単位）での申請となります。

複数の交付対象となる施設等を運営する法人又は個人は、施設等ごと（薬局については開設者毎に一括して）に申請してください。

ただし、同一施設において複数施設の施設等に該当する場合（医科と歯科の両方で保険医療機関の指定を受けている場合や、あはき法と柔道整復師法の両方を開設している場合等）は、いずれか一方の施設等のみが交付対象となります。

6 支援金申請期間

通知発送日から令和8年7月31日（金）まで（当日消印有効）

7 申請の方法等

(1) 申請書

申請書兼実績報告（様式第1号又は様式第2号）は、同封した用紙を使用する

か、伊達市医療施設等物価高騰対策支援金のホームページからダウンロードしてください。

(2) 添付書類

ア 全施設共通

振込口座通帳等の写し (口座番号、口座名義等が確認できるもの)

イ 施設別

(ア) 助産所

出産育児一時金等の受取代理制度を導入している施設又は市町村から委託を受けて母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく産後ケア事業、産婦健診、妊婦健診等を実施している施設であることが確認できるもの

(イ) 薬局

保険薬局指定通知書の写し

(ウ) 施術所

東北厚生局施設基準の届出等を受理している施設又は福島労働局が労災保険指定医療機関として指定していることが確認できるもの

(3) 申請書等の作成

別添「記入例」を参照の上、申請書等を作成してください。

(4) 申請書等の提出

申請書等の作成完了後、添付資料を添えて申請受付締切日までに下記の宛先に郵便でお送りください。

< 郵送先 >

〒960-0634

福島県伊達市保原町大泉字大地内 100 番地

伊達市保健センター内 「健幸づくり課 健幸企画係」 宛

(5) 申請書等の提出後の補正

市において申請書等一式を受理後、申請内容の審査を開始します。申請書等内容に不備や確認事項がある場合は、個別に連絡の上、補正等の対応を行っていただきます。

また、申請書等の審査後は、原則、申請書内容の補正や追加等を行うことができませんので、申請書等の内容に誤りや不足等がないよう、提出前に十分確

認をお願いします。

8 交付の条件

この支援金の交付を受ける場合には下記の（１）～（３）の条件が付されます。

- （１）支援金に関する書類を整理し、支援金を交付した年度終了後５年間保管しなければならないこと。
- （２）この支援金と支援内容が重複する他の補助金等の交付を受けてはならないこと。なお福島県で実施する「医療施設等の物価高騰対策支援金」による支援金とは支援内容は重複しません。
- （３）虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けてはならないこと。

9 交付決定通知及び振り込みについて

申請内容の審査の結果、適正と認められる場合は交付決定を行い、交付決定額を申請者へ通知するとともに、指定の口座に支援金をお振り込みします。

補助金の振り込みについては、申請書等の審査完了から振り込みまで約１か月程度を想定していますが、「申請書の補正等で審査に時間を要する」「申請が多数集中した」等の理由により、振り込みが遅れる場合がありますことをご了承ください。

10 問い合わせ窓口

ご不明な点がある場合は、下記までご連絡ください。

<問い合わせ先>

伊達市役所 健康福祉部 健幸づくり課 健幸企画係

電話番号：024-575-1153

受付時間：月曜日から金曜日 9時00分～17時00分（土日祝日を除く）